

基本事項等

1 基本事項

- (1) 設計図書等の熟知
入札参加者は、本社が指示した設計図書、現場等を熟知の上、入札するものとする。
- (2) 入札書に記載する金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額にこの金額の100分の8に相当する額を加算した金額（この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 工事費内訳書の提出
 - ① 入札に当たっては、入札書記載の入札金額に係る工事費内訳書を入札書に添付して、紙媒体により提出すること。
 - ② 工事費内訳書は、添付の様式にて提出すること。
 - ③ ②の要件を満たさない工事費内訳書を提出した者又は工事費内訳書を提出しない者は、入札を無効とする。
- (4) 入札保証金
入札保証金の納付については、免除する。
- (5) 開札の立ち会い
開札は、この入札事務に関係のない社員、かつ、この入札参加者の立ち会いの上行う。
- (6) 入札・開札の延期及び中止
 - ① 入札参加者が連合した場合、そのおそれが強い場合又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、この入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
なお、入札参加者が1人のみとなった場合にも、この入札は有効である。
 - ② ①の場合等、事情により開札の延期又は中止をした場合は、入札案件に入札書を提出している入札参加者に対し、開札を延期する旨と変更後の開札予定日時又は中止する旨を連絡するものとする。

2 入札の失格

次の各号に該当する入札参加者は失格とする。

- (1) 入札価格が以下により算出される最低制限価格（税抜き）を下回る価格である者

$$\text{最低制限価格（税抜き）} = \text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.55$$
 なお、最低制限価格（税抜き）は、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとする。ただし、この算式により算出した最低制限価格（税抜き）が、予定価格（税抜き）の9/10を超える場合は、9/10を最低制限価格（税抜き）とし、予定価格の7/10に満たない場合は予定価格の7/10を最低制限価格とする。
- (2) 開札から落札決定までの間に、配置予定技術者をこの工事に配置できなくなった者
- (3) 入札書に記載の金額と工事費内訳書記載の合計金額（税抜き）が一致しない者。ただし、再入札においては、この限りではない。

3 入札の無効

次の各号に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格がないと認められた者及び虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) 要件を満たさない工事費内訳書を提出した者又は工事費内訳書を提出しない者のした入札
- (3) 記名押印のない入札
- (4) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
- (5) 同一事項に対してした2通以上の入札
- (6) 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (7) 委任状を持参しない代理人が行った入札
- (8) 入札金額を訂正した入札及び入札の年月日（日付）を誤り、又はその記載のない入札
- (9) 明らかに連合によるものと認められる入札
- (10) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

4 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格は、入札公告に記載された事項以外に、次の各号に掲げる全ての事項に該当する者であることとする。

- (1) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査に係る総合評定値通知書（入札参加資格審査申請書及び入札参加資格確認資料の提出日前1年7月以内の審査基準日のうち直近のものに係るものに限る。）の写しを提出できる者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続又は民事再生法に基づく再生手続の開始申立てによる手続開始決定日以降に県の入札参加資格に係る再審査を受けており、更生計画の認可が決定した者又は再生計画の認可の決定が確定した者については、この申立てがなされていない者とみなす。
- (3) 手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること。

5 入札参加資格確認資料等に関する事項

- (1) 入札参加資格確認資料（以下「**確認資料**」という。）

確認資料については、次に掲げる書類のうち、入札公告において指定した書類を提出することとし、落札候補者として決定された者を除き、原則として、提出された①～④の書類により審査を行うので、様式等の取り違え、記述漏れ、添付漏れによる未提出等がないよう注意すること。

なお、申請書の各ページには、必ず「住所」及び「商号又は名称」を記述すること。記述漏れとなったページにより、参加資格が確認できない場合については、無効、評価基準が確認できない場合については、加算点の算出を行わないものとする。

また、落札候補者となった者は、各様式に記載した内容を証明する資料等を速やかに追加提出しなければならない。その際の提出の方法は持参のみとし、提出先及び期限については別途本社から連絡する。

- ① 入札参加資格確認票（様式2）

提出後、落札決定までの間において、様式1に記載した事項のいずれかに変更が生じた場合には、遅滞なくその旨を届け出ること。

- ② 総合評価加算点等算出資料申請書（様式3）

この申請書により、入札公告において明示した入札参加資格の確認及び総合評価落札方式における加算点の算出を行うので、この点に注意し、入札公告、総合評価に関する事項及び申請書に記載の注意事項等を確認の上、申請すること。

なお、この審査結果をもって、その他の工事又は「主観点数の申請」において記載内容が適正であると認めるものではないので留意すること。

ア 企業の施工実績等

落札候補者となった者は、同種工事のCORINS登録データ等（又は契約書の写し、仕様書、設計書、図面等）により、評価基準及び参加資格が確認できる書類等を速やかに追加提出しなければならない。

イ 配置予定技術者

配置予定技術者については、最大3名まで申請できるが、複数申請した場合には、最も加算点の低い者の評価とする。

なお、配置予定技術者の雇用期間が1年間となるまで、総合評価における配置予定技術者の評価対象としないので注意すること。

工場製作期間における配置予定技術者を申請した場合を除き、配置予定技術者を変更することは原則として認めない。ただし、この技術者の死亡等の理由による変更については、別紙「主任技術者等の途中交代の取扱いについて」のとおりとする。

また、技術者の専任配置が要件となる場合には、落札決定通知日において、監理技術者、主任技術者又は現場代理人として、他の工事に従事している者や、建設業許可業種毎に営業所に配置された全ての専任技術者をこの工事の配置予定技術者とすることはできない。（特記仕様書や現場説明書等に明示された兼務要件を満たす場合を除く。）

ただし、次の i) 又は ii) に該当し、「工事完了誓約書」を提出する場合は、配置予定技術者とすることができる。

i) 専任の主任技術者等又は現場代理人として現在従事している工事が、この入札に係る工事の契約日までに完了*1する場合。

ii) 専任を要しない主任技術者として現在従事している工事が、この入札に係る工事の工事着手日*2までに完了*1する場合。

※1 「工事の完了」とは、しゅん工検査の完了（ただし、しゅん工検査が契約工期後となる場合は、工期の終期日をもって「工事の完了」と取り扱う。なお、修補工事となる

場合はこの限りでない。)をいう。

※2 「工事着手日」とは、工期の始期日以降で実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設又は測量を開始することをいう。）の初日をいう。また、特別の事情がない限り、工期の始期日以降30日以内に工事に着手しなければならない。

落札候補者となった者は、「現場代理人及び主任技術者等選任(変更)通知書」及び配置予定技術者の資格証明書の写し、監理技術者資格者証、監理技術者講習修了証の写し、健康保険被保険者証の写し等雇用期間が確認できる書類、技術者台帳(原本)やCORINS登録データ(又は契約書の写し、仕様書、設計書、図面)等他の工事に従事していないことが確認できる資料(又は、「工事完了誓約書」)、参加資格が確認できる書類等を速やかに追加提出しなければならない。

③ 総合評定値通知書の写し

落札候補者となった者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営事項審査に係る総合評定値通知書（入札参加資格審査申請書の提出日前1年7月以内のものうち、直近のもの）の写しを速やかに提出すること。ただし、提出時点において、直近の決算に係る総合評定値通知書の交付を受けていない者については、その前の決算に係る総合評定値通知書の写しを提出することとし、契約締結予定日までに、総合評定値通知書の有効期間が終了する者については、再度有効な総合評定値通知書の写しを速やかに提出すること。

④ 会社、法人の印鑑証明書（原本）

(2) その他

① 資料の作成に係る費用及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。

② 契約担当者は、提出された申請書及び確認資料を、評価値の算定及び参加資格の確認以外に入札参加者に無断で使用しない。

③ 提出された申請書及び確認資料は、原則として返却しない。

④ 提出期間終了後は、申請書及び確認資料の差し替え及び再提出は認めない。

6 落札者の決定等に関する事項

(1) 落札候補者の決定方法等

① 開札時には、落札者の決定を保留し、開札を終了する。

② 開札終了後、予定価格の制限の範囲内で入札を行った全入札参加者について、提出された申請書及び確認資料に基づき、参加資格要件の審査及び評価値の算定を行うものとする。ただし、無効又は失格となった者については、評価値の算定は行わない。

評価値の算定法は、「総合評価に関する事項」に示すとおりである。

③ ②の参加資格要件の審査及び評価値の算定は、原則として、開札日の翌日から起算して**3日以内**（土日祝日を除く。）に行うこととし、この時点で参加資格要件を満たし、かつ、得られた評価値の最も高い者を落札候補者として決定する。

なお、入札参加者が**4**に掲げる事項のいずれかに該当しなくなった場合には、入札を無効とする。

また、落札候補者となるべき同じ評価値の者が2者以上ある場合には、確認資料の提出が先の者を落札候補者に決定するものとする。

④ 落札候補者を決定した場合、入札参加者に対しては、別途通知する。

⑤ **6**(2)の①の審査の結果、落札候補者が参加資格要件を満たしていないことを確認した場合、又は落札候補者の評価値に修正が生じ、他の者の評価値よりも低くなることを確認した場合は、再度、評価値の最も高い者を落札候補者として決定する。

(2) 落札者の決定方法等

① (1)により落札候補者として決定された者に対して、電話連絡等により**5**(1)に掲げる追加書類の提出を求め、この書類に基づく審査を行う。

なお、入札参加者が**4**に掲げる事項のいずれかに該当しなくなった場合には、入札を無効とする。

② ①の審査の結果、落札候補者が参加資格要件を満たし、かつ、評価値が最も高いことが確認された場合、この落札候補者を落札者として決定する。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者によりこの契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札を行った他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者として決定することができる。

③ ①の審査及び②の落札者の決定は、原則として、落札候補者として決定された日の翌日から起算して**2日以内**（土日祝日を除く。）に行う。

④ 落札者を決定した場合は、入札参加者に対して、入札入札結果の公表をもって、落札決定の通知とする。

7 契約締結手続

- (1) 契約に使用する言語
契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 契約書の作成
この契約を証するため、書面により契約書を作成する。
なお、落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して、**7日以内**に契約保証金を納付し、又はその納付に代わる担保を提供し、契約書の案に記名押印して契約を結ばなければならない。
- (3) 前記(2)の期間は、契約担当者が特別の理由があると認める場合においては、これを伸縮することができる。
- (4) 落札者は、前記(2)及び(3)の期間内に契約を結ばないときは、その者の落札はその効力を失う。
- (5) 落札者の決定後、請負契約を締結するまでの間において、落札者が**4**に掲げる事項のいずれかに該当しなくなった場合、この請負契約を締結しないこととする。
- (6) 落札者の決定後、請負契約を締結するまでの間において、配置予定技術者をこの工事に配置することができなくなった場合には、この請負契約を締結しないものとする。ただし、死亡、入院等、工期延伸の場合で配置予定技術者と同等以上の資格及び評価点を有している者と交代可能な場合にはこの限りでない。
- (7) 契約保証金
 - ① 契約に際しては、請負代金額の100分の10以上に相当する契約保証金を納めなければならない。
 - ② 契約保証金の納付方法は、①で定める金額に相当する銀行振出小切手とする。ただし、金融機関の保証又は前払金保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代わることができる。
 - ③ 履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (8) 建設業退職金共済証紙の購入
この入札に係る請負契約締結時には、建設業退職金共済証紙購入証明書を提出すること。
- (9) この入札に係る請負契約締結時には、建設労災補償制度(任意労災)加入証明書を提出すること。

8 支払条件

- (1) 前払金
前払金保証事業会社と前払金の保証契約を締結した場合は、請負契約書に定めるところにより、請負代金額に係る年度ごとの当該年度割額の10分の4以内の前払金の支払を請求することができる。
- (2) 中間前払金
中間前払金の認定を受け、前払金保証事業会社と中間前払金の保証契約を締結した場合は、請負契約書に定めるところにより、請負代金額に係る年度ごとの当該年度割額の10分の2以内の中間前払金の支払を請求することができる。
- (3) その他
海陽町公共工事標準請負契約約款に関する規則(平成18年3月31日規則第82号)に準じるものとする。

9 参加資格要件を満たしていないと認められた者に対する理由の説明

- 参加資格要件を満たしていないと認められた者には入札参加資格不適合通知書を送付する。
なお、参加資格要件を満たしていないとされた者は、その理由についての説明を求めることができる。ただし、説明を求める場合は、書面(任意様式)を持参又は郵送により提出しなければならない。
- (1) 提出期限
入札参加資格不適合通知書を送付した日の翌日から起算して7日以内(土日祝日を除く。)に提出すること。
 - (2) 提出時間
午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
 - (3) 提出場所
入札公告に明示する「問い合わせ先」に記載されている場所
 - (4) 回答
説明を求めた者に対し、(1)の提出期限日の翌日から起算して10日以内(土日祝日を除く。)に、書面により回答する。

主任技術者等の途中交代の取扱いについて

1 総合評価落札方式における主任技術者の途中交代について 別紙1のとおり

2 別紙1における特殊事情の解釈等

- (1) 死亡：受注者の提出した医師の診断書等により確認できること。
- (2) 入院等：傷病等による入院，妊娠，出産，育児及び介護等を含め，概ね15日以上連続して，業務の執行が不可能であることが，受注者の提出した医師の診断書等により確認できること。ただし，この技術者の現場不在期間の長短にかかわらず，発注者と受注者との協議により全体工期に影響がないと発注者が判断できるときを除く。
なお，発注者は，入院等の場合には，必要に応じて工事の施工を一時中止させることができる。ただし，一時中止に伴う増加費用の負担はしない。
また，受注者は，交代した技術者がこの工事の工期中に職場復帰したときは，入院期間及び休暇期間を証明できる資料を直ちに監督員に提出しなければならない。
- (3) 退職：死亡，入院等以外の理由による退職が，受注者の提出した資料により確認できること。
- (4) 工期延伸：天災等の不可抗力により工期延伸となった場合又は受注者の責めに帰すことができない事由により工期延伸となった場合をいう。

別紙 1

総合評価落札方式による工事における（配置予定）技術者の特殊事情による交代についての取扱い

- 1 入札公告から入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という）提出締切までの期間提出締切日時までに配置予定技術者を変更した申請書を再提出するものとする。
- 2 申請書締切から入札・開札までの期間
申請した技術者をこの工事に配置させることができないため、入札を辞退しなければならない。
なお、入札した場合は無効とする。
- 3 開札から落札決定までの期間
申請した技術者をこの工事に配置させることができないため、入札を失格とする。
なお、落札候補者として決定された者は、落札決定の前後で、その後の取扱いが大きく異なるため、申請した技術者を配置させることができないときは、落札候補者決定通知の後、直ちに入札執行機関へ連絡しなければならない。また、入札執行機関は、遅滞なく文書提出を依頼し、その文書を受理するまで落札決定を保留する。
- 4 落札決定から契約締結までの期間
 - (1) 死亡、入院等及び工期延伸の場合
イ この入札公告において、「入札に参加する者に必要な資格」として求めている技術者の要件と同等以上の資格（以下「同等以上の資格」という。）及び入札時に配置予定技術者として評価された同等以上の得点（以下「同等以上の評価」という。）を有する者をこの工事に配置できるときは、**契約を結ぶことができる。**
ロ 上記以外の場合は、**契約を結ぶことができない。**
なお、いずれの場合においても、不可抗力の事由であるため、落札者に対し、**罰則は課さない。**
 - (2) 退職の場合
契約を結ぶことができない。
なお、不可抗力の事由であるため、落札者に対し、**罰則は課さない。**

注) 上記 1 から 5 については、総合評価落札方式の入札参加申請書の配置予定技術者に 1 名しか記載のない場合である。

5 契約締結以降

(1) 死亡、入院等及び工期延伸の場合

イ 受注者が同等以上の資格を有する者をこの工事に配置できるときは、この技術者を配置させることで、**契約を継続**する。

また、受注者が1か月以内に同等以上の資格を有する者を直接雇用したときは、同様に扱う。

なお、新たに雇用する技術者は、専任を要する場合においても、特殊事情における例外的な扱いとして、受注者との3か月以上の恒常的雇用関係を要しない。

ロ 受注者が1か月以内に同等以上の資格を有する者を直接雇用できる見込みがなく、1か月以内に同等以上の資格を有する者をこの工事に配置できないときは、この**契約を終了**し、出来高部分等を精算する。

(2) 退職の場合

イ 受注者が同等以上の資格を有する者をこの工事に配置できるときは、この技術者を配置させることで、**契約を継続**する。

ただし、この技術者が開札時点での同等以上の評価を有しないときは、**1回の入札参加資格制限**及び式1の方法により**工事成績評定点を減点**する。

ロ 同等以上の資格を有する者をこの工事に配置できないときは、工事続行不能の取り扱いとし、**契約を解除**し、出来高部分等を精算する。また、海陽町公共工事標準請負契約約款第45条の2第1項を準用し、請負代金額の10分の1（予定価格が10億円以上の工事及び低入札工事の請負契約にあっては、10分の3）に相当する額を**違約金**として徴収する。